

# 山梨県公報

第千四百五十四号

平成十六年

二月二十三日

月 曜 日

## 目次

自動車専用道路の指定	九一
道路の区域変更(二件)	九一
収納代理金融機関の指定の一部改正	九二
収納代理金融機関の指定の廃止	九二
収納代理金融機関の指定	九二
落札者等の決定について(二件)	九二
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	九三
大規模小売店舗の新設に関する届出	九三
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)	九四
開発行為に関する工事の完了について(二件)	九四
公安委員会	九四
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	九五

## 告示

### 山梨県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課、峡中地域振興局建設部並びに峡東地域振興局塩山建設部及び石和建設部において、この告示の日から平成十六年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号

### 三 道路の区域

区 間	延 長 (メートル)	指定する期日
東山梨郡春日居町大字鎮目字関東林三七七二番の五二地先から 甲府市桜井町字天神七一六番の三地先まで	二七〇一・〇	平成十六年二月二十三日

### 山梨県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡市川大門町大字黒沢字家の後二〇 四三番の二地先から 西八代郡市川大門町大字黒沢字猿尾二五二 八番の一地先まで	六・〇 二五・〇	六・〇 二五・〇	(メートル)	四八五・〇
				四八五・〇
				四九〇・〇

### 山梨県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府玉穂中道線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市宮原町字鎌田二三四〇番の一地先から 甲府市宮原町字鎌田二二三五番の一地先まで	旧	六・七 九・五	四七・五
	新	九・二 一・一	四七・五

山梨県告示第八十一号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

甲府中央信用組合	甲府市中央二丁目十八番六号	本店
谷村信用組合	都留市上谷二五番地の二	本店 富士吉田支店 河口湖支店

を削る。

山梨県告示第八十二号

収納代理金融機関の指定（平成十年山梨県告示第五百十八号）は、廃止する。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	取扱事務の範囲	指 定 年 月 日
山梨県民信用組合	甲府市中央二丁目十八番六号	歳入金及びびれい入金	平成十六年二月十六日

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
電子申請受付システム共同化事業におけるシステム構築及び運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十五年十月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
山梨県市町村総合事務組合 山梨県甲府市蓬沢一丁目十五番三十五号
- 五 随意契約に係る契約金額  
五億五百三十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」に関する調査研究業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十五年十月三十一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
山梨県市町村総合事務組合 山梨県甲府市逢沢一丁目十五番三十五号
- 五 随意契約に係る契約金額  
七千九百二十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年二月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 韮崎スポーツクラブ
  - 2 代表者の氏名 雨宮勝己
  - 3 主たる事務所の所在地 韮崎市本町四丁目九番二号

4 定款に記載された目的  
この法人は、自発的にスポーツ活動を行う市民に対して、スポーツに関する事業を行い、地域の生涯スポーツ活動の振興とコミュニケーションづくりにより寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年二月六日から同年四月五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年二月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 河口湖自然薬校
  - 2 代表者の氏名 清水國明
  - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立五千六百六番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、親子及び高齢者に対して、自然体験及び子育て支援に関する事業及び中高年齢者の生きがいづくり支援を通して、生涯教育事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年二月六日から同年四月五日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、第六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年六月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
--------	-----

株式会社深澤商事 代表取締役 深沢進 塩山市上於曾千五番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 プラスパリュール和戸店  
(二)所在地 甲府市和戸町芝原五百三十九番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社深澤商事 代表取締役 深澤進	塩山市上於曾千五番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十六年十月十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千三百二十一・二七平方メートル
- 三 届出年月日  
平成十六年二月九日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
平成十六年二月二十三日

- 一 組合の名称  
昭和町西条第一土地区画整理組合  
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 事務所所在地  
中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二
- 三 施行地区  
中巨摩郡昭和町大字西条字才神、字神谷、字馬籠、字松の木、字中河原、字北河原、字中曾根及び字道川の各一部
- 四 設立認可の年月日  
平成十五年九月十七日
- 五 変更認可の年月日  
平成十六年二月十七日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
平成十六年二月二十三日

- 一 施行者の名称  
大月市
- 二 事務所所在地  
大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所内
- 三 施行地区  
大月市大月一丁目字六貫メ、字宮原及び御太刀一丁目字宮原の各一部
- 四 施行認可の年月日  
平成十三年十二月十七日
- 五 変更後の事業施行期間  
平成十三年年度から平成十七年度まで
- 六 変更認可の年月日  
平成十六年二月十六日

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
平成十六年二月二十三日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡田富町西花輪字村北三九一〇、三九一一、三九一二、三九一三、三九一四及び三九一五  
山梨県知事 山 本 栄 彦
  - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南巨摩郡皷沢町一番地 ランドハウス株式会社 代表取締役 依田章
- 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
平成十六年二月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡玉穂町成島字中田一三〇三の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡玉穂町成島二千二百六十六番地 玉穂町長 河西敏郎

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年二月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第三中

九 市道 里垣小学校前 通り線	甲府市酒折一丁目六番一〇号先（長坂商店）から甲府市善光寺三丁目二番三〇号先（コーヒアアンドスナック・クレープ）まで （七〇〇メートル）	大型自動車、 大型特 殊自動 車	七時か ら九時 まで十 三時か ら十六 時まで	甲府 五八・九・八 五二号
-----------------------	--	---------------------------	--	---------------------

九 市道 里垣小学校前 通り線	甲府市酒折一丁目六番一〇号先（長坂商店西側）から甲府市善光寺一丁目一〇番一三〇号先（藤井方北側）まで（一、〇〇〇メートル）	大型自動車、 大型特 殊自動 車	七時か ら九時 まで及 び一三 時から 一六時 まで	甲府 平成一六年二月二 三日 告示第一二号
-----------------------	---	---------------------------	--	--------------------------------

一一 市道 里垣小学校前 通り線	甲府市善光寺三丁目二番三〇号先（コーヒアアンドスナック・クレープ）から甲府市酒折一丁目六番一〇号先（長坂商店）まで（七〇〇メートル）	車両（軽車両を除く。）	日曜、 休日を 除く七 時から 九時ま で	甲府 平七・一一・二七 告示 六三号
------------------------	--	-------------	--------------------------------------	-----------------------------

一二 市道 里垣小学校前 通り線	甲府市酒折一丁目六番一〇号先（長坂商店西側）から甲府市善光寺三丁目二番三〇号先（ハートサービ）まで（七〇〇メートル）	車両（軽車両を除く。）	日曜、 休日を 除く七 時から 九時ま で	甲府 平成一六年二月二 三日 告示第一二号
------------------------	--	-------------	--------------------------------------	--------------------------------

二八 市道 富士川 若松線	甲府市中央三丁目四番一三〇号先（かど喜食堂）から甲府市愛宕町二一六番地先（保坂今朝男方）まで（二二〇メートル）	車両（軽車両を除く。）	七時か ら九時 まで	甲府 四九・四・一一 一六号
二九 市道 愛宕町 南線	甲府市愛宕町七五番地先（田中洋装店）から甲府市愛宕町二一六番地先（横田方畑）まで（二二〇メートル）	車両（軽車両を除く。）	七時か ら九時 まで	甲府 四九・四・一一 一六号

二八 市道 富	甲府市中央三丁目四	車両（軽車両を除く。）	日曜、 休日を 除く七 時から 九時ま で	甲府 平成一六年二月二 三日 告示第一二号
------------	-----------	-------------	--------------------------------------	--------------------------------

二九	市道愛宕町南線(二二)	甲府市愛宕町七五番地先(愛宕町道踏切北詰)から甲府市愛宕町二一六番地先(長禅寺前交差点)まで(二七〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府 平成一六年二月二三日 告示第一二号
	土川若松線	番一三号先(かど喜食堂西側)から甲府市愛宕町二一六番地先(長禅寺前交差点)まで(二四五メートル)	自転車を除く	休日を除く七時から九時まで	三日 告示第一二号

三五八	町道	東八代郡石和町松本三二番地先(浅尾七郎方東側)から東八代郡石和町松本二九番地先(雨宮方東側)まで(二六〇メートル)	車両(自転車・自動車・自動車保管場所利用車)五分以内の貨物の積み卸の乗降のための通行を除く)	七時から九時まで	石和 平成一六年二月二三日 告示第一四号
三五九	町道四三線	東八代郡石和町松本二九番地先(沖山内科医院)から東八代郡石和町松本一〇四番地先(幸)まで(四六〇メートル)	車両(自転車・自動車・自動車保管場所利用車)五分以内の貨物の積み卸の乗降のための通行を除く)	七時から九時まで	石和 平成一六年二月二三日 告示第一二・三・五

三五八	町道	東八代郡石和町松本三二番地先(浅尾七郎方東側)から東八代郡石和町松本二九番地先(雨宮方東側)まで(二六〇メートル)	車両(軽車両・沿道家屋関係車両を除く)	日曜・休日を除く七時から九時まで	石和 平成一六年二月二三日 告示第一二号
三五九	町道四三線	東八代郡石和町松本二九番地先(コロボ白系南側丁字路交差点)から東八代郡石和町松本一〇四番地先(さくら街南側丁字路交差点)まで(三五〇メートル)	車両(軽車両・沿道家屋関係車両を除く)	日曜・休日を除く七時から九時まで	石和 平成一六年二月二三日 告示第一二号

三六一	町道二九線	東八代郡石和町松本三八番地先(標精麦)から東八代郡石和町山崎三三番地先(標静夫方)まで(一九〇メートル)	車両(自転車・自動車・自動車保管場所利用車)五分以内の貨物の積み卸の乗降のための通行を除く)	七時から九時まで	石和 平成一六年二月二三日 告示第一二・三・五
-----	-------	--	--	----------	-------------------------------



を

三六二	町道三〇号線	東山梨郡春日居町鎮目六八九番地先(本坊酒造社宅)から東八代郡石和町山崎一三二番地の六七先(飯田光雄方)まで(六〇〇メートル)	貨物積卸、人の乗降のため通行を除く	七時から九時まで	石和部	五二・三・五
三六一	町道二九号線	東八代郡石和町松本三四番地先(飯田方西側)から東八代郡石和町山崎二二七番地先(山崎区公民館南側)まで(一九〇メートル)	貨物積卸、人の乗降のため通行を除く	七時から九時まで	石和部	五二・三・五
三六一	町道三〇号線	東山梨郡春日居町鎮目六八九番地の一先(マルスワイン社宅西側)から東八代郡石和町山崎一一六番	貨物積卸、人の乗降のため通行を除く	七時から九時まで	石和部	五二・三・五
三六一	町道三〇号線	東山梨郡春日居町鎮目六八九番地の一先(マルスワイン社宅西側)から東八代郡石和町山崎一一六番	貨物積卸、人の乗降のため通行を除く	七時から九時まで	石和部	五二・三・五

に

を

に

四六六	町道	東八代郡石和町松本五〇番地先(三沢工業所北側)から東八代郡石和町松本五二番地先(岩野肉店北側)まで(九〇メートル)	貨物積卸、人の乗降のため通行を除く	七時から九時まで	石和部	五二・六・六
三六六	削除	東八代郡石和町松本三四番地先(飯田方西側)から東八代郡石和町山崎二二七番地先(山崎区公民館南側)まで(一九〇メートル)	貨物積卸、人の乗降のため通行を除く	七時から九時まで	石和部	五二・六・六
三六六	町道	東八代郡石和町松本五〇番地先(三沢工業所北側)から東八代郡石和町松本五二番地先(岩野肉店北側)まで(九〇メートル)	貨物積卸、人の乗降のため通行を除く	七時から九時まで	石和部	五二・六・六
三六六	町道	東八代郡石和町松本五〇番地先(三沢工業所北側)から東八代郡石和町松本五二番地先(岩野肉店北側)まで(九〇メートル)	貨物積卸、人の乗降のため通行を除く	七時から九時まで	石和部	五二・六・六

五六二	四七四	四六六
市道	市道下河原長塚線	町道
甲府市金竹町二番一六号先(大森建設)から甲府市金竹町一	中巨摩郡敷島町長塚(二五番地の三先)から甲府市貢川二丁目二番二〇号先(貢川二丁目交差点)まで(一〇〇メートル)	東八代郡石和町松本五四番地の一先(赤岡方西側)から東八代郡石和町松本五二番地先(杉田方南側)まで(九〇メートル)
指定車 許可車 自転車	大型自動車、 大型特 殊自動 車(路 線バス 、マイ クロボ スを除 く。)	車両(軽車両・沿道家屋関係車両を除く。)
終日	七時から一九時まで	終日
甲府	甲府	石和
告示 五九・一・一九 第二号	平成一六年二月二三日 告示第一二号	平成一六年二月二三日 告示第一二号

五六五	五六二	
市道 下飯田敷島線	市道	
甲府市下飯田一丁目五四番地の一先(小沢一郎所有畑)から甲府市下飯田二丁目三番一三号先(富士食堂)まで(一〇〇メートル)	甲府市金竹町二番一六号先(大森建設東側)から甲府市金竹町一番一先(東海大学甲府高等学校北東角)まで(三一〇メートル)	番先(東海大甲府高等学校北東角)まで(三二〇メートル)
車両(指定車、許可車、自転車、自動車、保管場所利用車、五分以内の積物の降乗人の乗降の通行を除く)	車両(軽車両・沿道家屋関係車両を除く。)	自動車 保管場所 利用車、五 分以内 の積物 の降乗 人の乗 降の通 行を除く
七時から二十時まで	終日	
甲府	甲府	
告示 五九・一・一九 第二号	平成一六年二月二三日 告示第一二号	



五六五	市道下飯田敷島線	甲府市下飯田一丁目三番二〇号北側先（小沢方所有畑東側）から甲府市下飯田一丁目三番一三号先（甲府第三レオパレス西側）まで（一〇〇メートル）	車両（自転車・沿道・家屋関係車両を除く）	七時から二二時まで	甲府	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-----	----------	--	----------------------	-----------	----	----------------------

に改める。  
別表第四中

三七一	市道城南線	甲府市大里町二、八二九番地の四先（コーナンハイツ西側交差点）から甲府市大里町二、四六一番地の五先（河口宗方北側交差点）まで（三五〇メートル）	車両	北から南へ 終日	南甲府	平七・八・七 告示 第四八号
-----	-------	--	----	-------------	-----	----------------------

を

三七一	市道城南線	甲府市大里町二、八二九番地の四先（コーナンハイツ西側交差点）から甲府市大里町二、八一一番地の一先（小谷方南側交差点）まで（三〇〇メートル）	車両	北から南へ 終日	南甲府	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-----	-------	---	----	-------------	-----	----------------------

に改める。  
別表第五中

一〇九	町道	東八代郡石和町松本五〇番地先三沢工業所北側	西進する車両	終日	石和	五五・七・一一三〇号
-----	----	-----------------------	--------	----	----	------------

一一〇	国道五二線	甲府市貢川二丁目三番五号先（大橋利孝方前）	東進する大型自動車、大型特殊自動車（バイク、バスを除く）	七時から一九時まで	甲府	平六・九・一二三 告示 第三五号
-----	-------	-----------------------	------------------------------	-----------	----	------------------------

を

一〇九	削除				石和	平成一六年二月二三日 告示第一二号
一一〇	国道五二号	甲府市貢川二丁目三番五号先（大橋方南側）	東進する大型自動車、大型特殊自動車（バイク、バスを除く）	七時から一九時まで	甲府	平成一六年二月二三日 告示第一二号

に

二〇〇	町道	東八代郡御坂町夏目原二、六八八番地先（中央道一宮御坂力ルパートボックス八南側）	東進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	石和	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	----	---	-------------------	----	----	----------------------

を

二〇〇	町道	東八代郡御坂町夏目原二、六八八番地先（中央道一宮御坂カールバートボックス八南側）	東進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	石和	平成一五年二月一八日 告示第八八号
二〇一	市道	甲府市愛宕町七五番地先（愛宕町道踏切北側）	南進する車両（自転車を除く。）	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成一六年二月二三日 告示第二二号
二〇二	市道	甲府市中央二丁目七番一〇号先（カトリック教会南側）	東進する車両（自転車を除く。）	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成一六年二月二三日 告示第二二号
二〇三	県道中 下条甲 府線	中巨摩郡敷島町長塚二一四番地先（藤井方北側）	西進する大型自動車、大型特殊自動車（路線バス、マイクロバスを除く。）	七時から九時まで	甲府	平成一六年二月二三日 告示第二二号
二〇四	町道	東八代郡石和町松本二二二番地の四先（ホテルやまなみ北側）	西進する車両（軽車両・沿道家屋関係車両を除く。）	日曜・休日を除く七時から九時まで及び一四時	石和	平成一六年二月二三日 告示第二二号

二〇五	町道	東八代郡石和町松本一、二二二番地の三先（ファッションセンターしまむら石和店西側）	北進する車両（軽車両・沿道家屋関係車両を除く。）	日曜・休日を除く七時から九時まで及び一四時から一六時まで	石和	平成一六年二月二三日 告示第二二号
二〇六	国道一 四〇号	東山梨郡春日居町鎮目六九四番地先（三守電気工業北側）	西進する車両（軽車両・沿道家屋関係車両を除く。）	日曜・休日を除く七時から九時まで及び一四時から一六時まで	日下部	平成一六年二月二三日 告示第二二号
二〇七	国道一 四〇号	東八代郡石和町松本五四番地の一先（赤岡方北側）	西進する車両（軽車両・沿道家屋関係車両を除く。）	終日	石和	平成一六年二月二三日 告示第二二号

に改める。  
別表第六中

二二四	県道 山梨市 停車場	山梨市上神内川七一番地の一先（清水良夫方）北側	西進する車両（二輪）	七時から二十	日下部	五一・二・四五号
-----	------------------	-------------------------	------------	--------	-----	----------

線
のものを除く)
で

一二四
削除
日下部 平成一六年二月 二三日 告示第二二号

二四六
国道五二号線
甲府市貢川二丁目八番地の七八四(山田保志方所有畑北側)
西進する大型自動車 七時から十九時まで
甲府 五九・一〇・八四七号

二四六
国道五二号
甲府市貢川二丁目八番二五号先(健伸薬局北側)
西進する大型自動車 七時から十九時まで
甲府 平成一六年二月二三日 告示第二二号

四五〇
町道
東八代郡御坂町夏目原二、六八八番地先(中央道一宮御坂力ルパートボックス八南側)
東進する大型自動車 七時から十九時まで
石和 平成一五年二月一八日 告示第八八号

自動車
-----

四五〇
町道
東八代郡御坂町夏目原二、六八八番地先(中央道一宮御坂力ルパートボックス八南側)
東進する大型自動車 七時から十九時まで
石和 平成一五年二月一八日 告示第八八号

四五一
市道
甲府市中央三丁目一〇番二七号先(奥水方北側)
西進する車両(自転車を除く) 休日を除く 七時から十九時まで
甲府 平成一六年二月二三日 告示第二二号

四五二
県道中下条甲府線
中巨摩郡敷島町長塚二一四番地の一先(山梨県民信用組合敷島支店南側)
東進する大型自動車 七時から十九時まで
甲府 平成一六年二月二三日 告示第二二号

四五四
国道一四〇号
東山梨郡春日居町鎮目六九七番地先(標方南側)
東進する車両(軽車沿道関係車を除く) 休日を除く 七時から十九時まで
日下部 平成一六年二月二三日 告示第二二号

四五五	国道一四〇号	東八代郡石和町松本五三番地先(松本研修センター南側)	東進する車両(軽車)沿道家屋関係車両を除く。	から一六時まで	石和	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-----	--------	----------------------------	------------------------	---------	----	----------------------

に改める。  
別表第十中

二、四二〇	県道 葎崎 形豊 富線	中巨摩郡若草町十日市場七八九番地先伊那三協製作所前		小笠原	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-------	----------------------	---------------------------	--	-----	----------------------

二、四二〇	削除			小笠原	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-------	----	--	--	-----	----------------------

二、四六七	県道 葎崎 形豊 富線	中巨摩郡若草町十日市場七八九番地先サンキヨ製作所北側		小笠原	五五・一〇・六四一号
-------	----------------------	----------------------------	--	-----	------------

二、四六七	県道 葎崎 形豊 富線	南アルプス市十日市場七一九番地先(嘯月美術館東側駐車場北側)		小笠原	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-------	----------------------	--------------------------------	--	-----	----------------------

五、〇〇八	市道窪中線	甲府市大里町一、七四二番地先(サイクルショップ米長東側丁字路交差点)		南甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	-------	------------------------------------	--	-----	----------------------

五、〇〇八	市道窪中線	甲府市大里町一、七四二番地先(サイクルショップ米長東側丁字路交差点)		南甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	-------	------------------------------------	--	-----	----------------------

五、〇〇九	県道戸沢谷村線	都留市四日市場一九七番地の三先(荻原方南側)		都留	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-------	---------	------------------------	--	----	----------------------

五、〇一〇	県道戸沢谷村線	都留市四日市場二〇四番地先(田中方南側)		都留	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-------	---------	----------------------	--	----	----------------------

に改める。  
別表第十四中

六六	県道今諏訪北村線	南巨摩郡増穂町青柳町三〇一番地先(サン豊栄ビル西側)から中巨摩郡白根町在家塚五八七番地の五先(白根消防分遣所東交差点)までの両側	(原付)けんを引除く	小笠原	平成一六年二月二八日 告示第五四号
----	----------	--	------------	-----	----------------------

六六	市道町道	南アルプス市在家塚八九五番地先(在家塚交差点)から南巨摩郡増穂町青柳町三〇一番地先(サン豊栄ビル)	車両(原付)けんを引除く。	小笠原	平成一六年二月二三日 告示第一二号
----	------	---	---------------	-----	----------------------

二四九	県道 葦崎形 豊富線	葦崎市旭町上条南 割二、九六七番地 先(湯舟達三商店 から南アルプス 市有野二、七一 番地先(源交差点	一、四〇〇	車両(原付・けん引を 除く。)	四〇	小笠原 葦崎	平成一六年 二月二 三日 告示第一 号
二四九	県道 葦崎形 豊富線	葦崎市旭町上条南 割二、九六七番地 先(湯舟達三商店 から中巨摩郡白 根町有野二、七二 九番地先(有野公 民館)まで	一、四〇〇	高速車 中速車	四十	小笠原 葦崎	五〇・一 〇・六 三三三号
一五九	県道一 軒茶屋 荊沢線	南アルプス市古市 場四九四番地の 先(古市場交差点 から南アルプス 市清水一六二番地 の先(甲西中学 校東交差点)まで の両側	九〇〇	車両(けん引 を除く。)	三〇	小笠原	平成一六年 二月二 三日 告示第一 号
一五九	県道 一軒茶 屋荊沢 線	中巨摩郡甲西町荊 沢四九三番地の 先(川崎富策方前 から中巨摩郡甲 西町西南湖一、七 八四番地先まで	二、〇〇〇	車両	三十	小笠原	四九・七 ・四 二九号

四三八	県道 葦崎形 豊富線	中巨摩郡白根町曲 輪田新田二〇八番 地先(清水水利 から中巨摩郡白根町 の交差点)まで	五五〇	車両	三〇	小笠原	平成一七年 一月一 三日 告示第一 九号
四三七	県道 葦崎形 豊富線	中巨摩郡白根町小 笠原一、一五八番 地先(国道五二号 との交差点)から 中巨摩郡白根町曲 輪田新田一五六番 地の先(「秋山 利秋」方前交差点 まで)	三、五〇〇	高速車 中速車	四〇	小笠原	平三・七 第一九号
二五五	市川大 門 線	西八代郡市川大門 町一、三七八番地 の二先(三都東橋 東交差点)から西 八代郡市川大門町 黒沢八九六番地の 一先(黒沢交差点 まで)の両側	三、七〇〇	車両(原付・けん引 を除く。)	四〇	市川	平成一六年 二月二 三日 告示第一 二号
二五五	市川大 門 線 身延線	西八代郡市川大門 町一、三七八番地 の二先(三都東橋 東交差点)から西 八代郡下部町車田 一、一八四番地先 (車田橋北詰交差 点)までの両側	一四、三八〇	車両(原付・けん引 を除く。)	四〇	市川	平成一二年 一月一 三日 告示第四 四号



点)までの両側

一、四 二	削除				小笠原	平成一六年二月二三日 告示第一号
----------	----	--	--	--	-----	---------------------

一、四 八六	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条三三三番地の一先(ふれあい公園西交差点)から中巨摩郡白根町上今諏訪四一三番地先(開国橋西交差点)までの両側	一、八二五	車両(原付・けん引)を除く。	小笠原	平成一三年一月二七日 告示第五号
-----------	---------	---	-------	----------------	-----	---------------------

一、四 八六	県道若草双葉線	南アルプス市浅原一九七番地先(浅原橋西交差点)から南アルプス市上今諏訪四六九番地先(開国橋西交差点)までの両側	四、九〇〇	車両(原付・けん引)を除く。	小笠原	平成一六年二月二三日 告示第一号
-----------	---------	---	-------	----------------	-----	---------------------

一、五 八〇	町道一五四号線	中巨摩郡昭和町清水新居九五一番地先(料亭六玄北側)から中巨摩郡昭和町清水新居一、三九六番地先(上州屋東側)までの	八〇〇	車両(原付・けん引)を除く。	南甲府	平成一五年八月二五日 告示第五号
-----------	---------	--	-----	----------------	-----	---------------------

一、五 八	町道一六八号線	中巨摩郡昭和町清水新居一、三三三番地先(上州屋東側)から中巨摩郡昭和町清水新居一、三九二番地先(ヘアール&メイクネイルユニーク)までの両側	八〇〇	車両(原付・けん引)を除く。	南甲府	平成一五年八月二五日 告示第五号
----------	---------	---	-----	----------------	-----	---------------------

一、五 八〇	町道一五四号線	中巨摩郡昭和町清水新居九五一番地先(料亭六玄北側)から中巨摩郡昭和町清水新居一、三九六番地先(上州屋東側)までの両側	八〇〇	車両(原付・けん引)を除く。	南甲府	平成一六年二月二三日 告示第一号
-----------	---------	--	-----	----------------	-----	---------------------

一、五 八	町道一六八号線	中巨摩郡昭和町清水新居一、三三三番地先(上州屋東側)から中巨摩郡昭和町清水新居一、三九二番地先(ヘアール&メイクネイルユニーク)までの両側	八〇〇	車両(原付・けん引)を除く。	南甲府	平成一六年二月二三日 告示第一号
----------	---------	---	-----	----------------	-----	---------------------

一、五 九〇	町道天狗沢大久保線	中巨摩郡敷島町牛匂二、三五〇番地の五八先(中村裕一方南側)から中巨摩郡敷島町大久保九二番地先(大	一、〇〇〇	車両(原付・けん引)を除く。	甲府	平成一五年一月一八日 告示第八号
-----------	-----------	--	-------	----------------	----	---------------------



一、五	九一、五	九一、五	九一、五	九〇	一、五	一、五	七〇〇	車両	四〇	小笠	平成一六
県道一	久保線	川大門延線	川大門延線	川大門延線	久保線	町道天狗沢大	九、九〇〇	けん引を除く	五〇	原	平成一六年二月二三日 告示第一号
南アルプス市清水	南アルプス市在家塚八五番地先(在家塚交差点)までの両側	西八代郡市川大門町黒沢一、六八九番地先(山村方)までの両側	西八代郡市川大門町黒沢八九番地の先(黒沢交差点)から西八代郡市川大門町黒沢一、六八九番地先(山村方)までの両側	中巨摩郡敷島町牛久二、三五〇番地の五八先(中村裕一方南側)から中巨摩郡敷島町大久保九二番地先(大神橋東詰)までの両側	神橋東詰)までの両側	甲府	平成一五年一月二八日 告示第八号	車両(けん引を除く)	四〇	原	平成一六年二月二三日 告示第一号

一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	九四	一、五	九四	七、五〇〇	車両	三〇	小笠	平成一六
市道	今諏訪北村線	中巨摩郡白根町在家塚五八七番地の五先(白根消防分遣所東交差点)から南巨摩郡増穂町長沢二、一六五番地の先(長沢廃軌道北交差点)までの両側	中巨摩郡白根町在家塚五八七番地の五先(白根消防分遣所東交差点)から南巨摩郡増穂町長沢二、一六五番地の先(長沢廃軌道北交差点)までの両側	軒茶屋(甲西中学校東交差点)から南アルプス市西南湖四、二六〇番地先(南湖橋東詰交差点)から南アルプス市西南湖一、七八四番地先までの両側	軒茶屋	原	平成一六年二月二三日 告示第一号	けん引を除く	三〇	小笠	平成一六年二月二三日 告示第一号
別表第十六中	別表第十五中				原	原	平成一六年二月二三日 告示第一号	けん引を除く	三〇	小笠	平成一六年二月二三日 告示第一号

二二五	市道	甲府市向町七一一番地先(北進国道二〇号線へ進入するもの)	南甲府	四九・四・一一 一六号
-----	----	------------------------------	-----	----------------

二二五	削除		南甲府	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-----	----	--	-----	--------------------------

七五四	町道	南巨摩郡富沢町万沢四、三四六番地先	南部	四九・四・一一 一六号
-----	----	-------------------	----	----------------

七五四	削除		南部	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-----	----	--	----	--------------------------

三、三二七	市道	山梨市上の割一三五番地石川真方東側	日下部	五四・一・二五 三号
-------	----	-------------------	-----	---------------

三、三二七	削除		日下部	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-------	----	--	-----	--------------------------

五、七七九	市道	塩山市牛奥四七八〇番地先	塩山	五八・三・一七 一五号
-------	----	--------------	----	----------------

五、七七九	削除		塩山	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-------	----	--	----	--------------------------

五、七八一	市道	塩山市牛奥四九二五番地の一先	塩山	五八・三・一七 一五号
-------	----	----------------	----	----------------

五、七八一	削除		塩山	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-------	----	--	----	--------------------------

五、七八七	市道	塩山市下萩原二五二〇番地の一先	塩山	五八・三・一七 一五号
-------	----	-----------------	----	----------------

五、七八七	削除		塩山	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-------	----	--	----	--------------------------

五、七八九	市道	塩山市下萩原一〇〇一番地の一先	塩山	五八・三・一七 一五号
-------	----	-----------------	----	----------------

五、七八九	削除		塩山	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-------	----	--	----	--------------------------

五、九三三	市道	山梨市上之割二四八番地先(三富方西側)	日下部	五八・一〇・六五四号
-------	----	---------------------	-----	------------

五、九三三	削除		日下部	平成一六年二月二三日 告示第一二二号
-------	----	--	-----	-----------------------

六、〇八五	町道	東山梨郡勝沼町山二三七五番地の一先	塩山	五九・二・六六号
六、〇八六	町道	東山梨郡勝沼町山一一〇三番地の一先	塩山	五九・二・六六号

六、〇八五	削除		塩山	平成一六年二月二三日 告示第一二二号
六、〇八六	削除		塩山	平成一六年二月二三日 告示第一二二号

六、二六四	町道	東山梨郡勝沼町山二八一四番地の一先(平山孚方所有畑先)	塩山	五九・一〇・八四七号
-------	----	-----------------------------	----	------------

六、二六四	削除		塩山	平成一六年二月二三日 告示第一二二号
-------	----	--	----	-----------------------

六、九五〇	町道	中巨摩郡白根町有野四七四番地先(金山歌子方先)	小笠原	六一・一一・二四二号
-------	----	-------------------------	-----	------------

六、九五〇	町道	南アルプス市飯野新田四七四番地先(金山方北西側・北西進車両)	小笠原	平成一六年二月二三日 告示第一二二号
-------	----	--------------------------------	-----	-----------------------

に改める。  
別表第十七中

一、三二三	町道 米小林二号线	南巨摩郡増穂町長沢二、一六〇番地先(長沢東交差点)から南巨摩郡増穂町小林八五二番地の一先までの両側	一、二〇〇	車両	終日	鯉沢	平成一五年一月二日 告示第八号
-------	--------------	---	-------	----	----	----	--------------------

一、三二三	町道 米小林二号线	南巨摩郡増穂町長沢二、一六〇番地先(長沢東交差点)から南巨摩郡増穂町小林八五二番地の一先までの両側	一、二〇〇	車両	終日	鯉沢	平成一五年一月二日 告示第八号
一、三二四	県道 富士湖線	南都留郡富士河口湖町小立一、二二六番地先(河口湖大橋料金所)から南都留郡富士河口湖町船津三九一番地の一先(大道交	七〇〇	車両	終日	富士	平成一六年二月二三日 告示第一二二号

一、三二三	町道 米小林二号线	南巨摩郡増穂町長沢二、一六〇番地先(長沢東交差点)から南巨摩郡増穂町小林八五二番地の一先までの両側	一、二〇〇	車両	終日	鯉沢	平成一五年一月二日 告示第八号
一、三二四	県道 富士湖線	南都留郡富士河口湖町小立一、二二六番地先(河口湖大橋料金所)から南都留郡富士河口湖町船津三九一番地の一先(大道交	七〇〇	車両	終日	富士	平成一六年二月二三日 告示第一二二号

に改める。

別表第二十七中

	側	差点) までの両						
--	---	----------	--	--	--	--	--	--

を

一一	県道 茅野小 淵沢 崎線	北巨摩郡須玉町若 神子新田地内(日 野春駅南側中央線 ガード下交差点) から 北巨摩郡長坂町長 坂下条五四六番地 先(植松真澄方) まで	一、四五〇	車両	終日	長坂	五五・一 二・一二 五九号
一一	県道 野小 沢 線	北巨摩郡長坂町富 岡三一番地の二先 (望月方)から北 巨摩郡長坂町長坂 下条五四六番地の 五七先(植松方) までの両側	一、三〇〇	車両	終日	長坂	平成一六 年二月二 三日 告示第一 二号

に改める。

別表第三十中

九	町道 樹園地 農道	中巨摩郡白根町百々 五一番地先 (九〇メートル)	区画線 内の駐 車に限 る。	車両 (二輪 を除外 )	小笠 原	五五・六・七 二四号	
一〇	町道 樹園地 農道	中巨摩郡白根町百々 三五二番地先から中 巨摩郡白根町百々三 五三番地先まで (五〇メートル)	区画線 内の駐 車に限 る。	車両 (二輪 を除外 )	小笠 原	五五・六・七 二四号	

を

一一	町道 樹園地 農道	中巨摩郡白根町飯野 一、四五〇番地先(飯 野正吉方畑)から 中巨摩郡白根町飯野 一、二一四番地先ま で (二〇〇メートル)	区画線 内の駐 車に限 る。	車両 (二輪 を除外 )	小笠 原	五五・六・七 二四号	
----	-----------------	---	-------------------------	-----------------------	---------	---------------	--

に改める。

九	削除				小笠 原	平成一六年二月二 三日 告示第一二号	
一〇	削除				小笠 原	平成一六年二月二 三日 告示第一二号	
一一	削除				小笠 原	平成一六年二月二 三日 告示第一二号	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番